

近江八幡市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

【事故報告の範囲】

- ① 介護サービス利用者に対する介護サービス(送迎及び通院等を含む。)の提供に際して発生した死亡又は転倒、外傷、誤えん、異食、誤与薬等のうち医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)若しくは入院を必要とする事故(治療に至らなかった場合にあっては家族等から指摘のあったものを含む。)。ただし、擦過傷、打撲等比較的軽易なものを除く。
- ② 介護サービスの提供により、介護サービス利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生し、又は発生するおそれのある事故。
- ③ 介護サービス利用者のうちから感染症(結核及び疥癬並びに感染症)の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する1類感染症から5類感染症まで、(指定感染症及び新感染症をいう。)又は食中毒の患者が発生し、他の利用者への介護サービスの提供に影響を及ぼすおそれのある事故。
- ④ 職員(委託先含む。)の法令違反及び不詳事等により、介護サービス利用者への介護サービスの提供に影響を及ぼすおそれのある事故。
- ⑤ その他特に市及び他の介護保険保険者が必要と認める事故。

【報告項目】

- ① 事業所の所在地、名称、代表者名、サービス提供責任者及び電話番号
- ② 利用者の氏名、住所、要介護度、被保険者番号及び年齢
- ③ 事故等の概要及び発生時の対応状況
- ④ 家族、関係機関等への連絡状況
- ⑤ 事故等後の対応状況

【報告の手順】

- ❶ 事業者は、**事故等発生時の**第一報として【報告項目】①～④までの項目を記載した介護保険事故等報告書により、介護保険担当課へ速やかに報告して下さい。
- ❷ 事故処理の経過について、介護保険担当課に電話またはFAX等で、適宜、報告をして下さい。
※FAXを送信する際は、万が一の誤送信に備えて利用者の個人情報(氏名、被保険者番号、住所)を消して下さい。
※事故後対応として、再発防止の事故対策会議、利用者の家族への連絡等の対応をして下さい。
- ❸ 事業者は、**当該事故対応が終了したとき**は、第一報の報告書に、事故後の対応状況を追記して、遅滞なく報告して下さい。

【利用者等への説明義務】

- ① 滋賀県から指定を受けている介護保険指定事業者・施設については、滋賀県に報告する場合があります。
- ② 情報公開請求が出された際に、個人情報以外が公開される場合があります。

【その他】

- ① 事故報告書が提出された際に、利用者ご本人やご家族に事実確認をする場合があります。
- ② 介護保険サービスの質の向上のため、事業者の介護事故等について、利用者のご家族及び市民の皆様からの情報提供を受け付けています。
- ③ 必要に応じて事業者への調査及び指導を行います。
- ④ 報告対象とならない事故等についても、必ず貴事業所内で、事故概要等記録を残して下さい。